

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和元年9月18日（水）
午前9時28分 開会
午後0時35分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 竹中 理
副委員長 上田 倫久
委員 青山 憲司、井上 正治、
上田 伴子、木谷 敏勝、
土生田仁志、松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 竹中 理 ㊟

文教民生委員会・文教民生分科会 審査日程表

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 区 分（青字：委員会、赤字：分科会）	予定 時間	集合 時間
9月17日 (火) 9:30～ 第2委員会 室	【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【各振興局】 市民福祉課	説明・質疑 ■第87号議案 H30年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●89号 ③0決算：国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●91号 ③0決算：介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●92号 ③0決算：診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書	9:30 ～ 11:00	9:30
	【市民生活部】 市民課 生活環境課 【各振興局】 市民福祉課	説明・質疑 ■第87号議案 H30年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●88号 ③0決算：国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●90号 ③0決算：後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●93号 ③0決算：霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書	11:10 ～ 12:00 13:00 ～ 13:40	11:00
	【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課	説明・質疑 ■第87号議案 H30年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書	13:50 ～ 15:20	13:40
	【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	説明・質疑 ■第87号議案 H30年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書	15:30 ～ 17:00	15:20
	<u>当局職員退席後、委員のみで審査を行います。</u>	討論・表決 ■第87号議案 H30年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 <u>《87号：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u> <u>《88～93号：委員会審査意見、要望等のまとめ》</u>	17:10 ～	

※ 第87号議案は、「説明、質疑」までを行い、第88～93号議案は、「説明、質疑、討論、表決」を行います。終了次第、次の部に移ります（前の部は退席します。）。

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 区 分（青字：委員会、赤字：分科会）
9月18日 （水） 9：30～	【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課 【市民生活部】 市民課 生活環境課 【各振興局】 市民福祉課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	個別に説明・質疑・討論・表決 ●報15号専8号 損害賠償の額 ●64号 損害賠償の額 ●65号 損害賠償の額 ●66号 事業契約の締結 ●71号 条例（印鑑登録及び証明） ●72号 条例（災害弔慰金） ●74号 条例（特定教育・保育施設等運営に関する基準） ●75号 条例（保育所・認定こども園の設置管理） ●78号 ㊦補正：国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●79号 ㊦補正：国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●80号 ㊦補正：後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●81号 ㊦補正：介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●82号 ㊦補正：診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●83号 ㊦補正：霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ■第77号議案 R元年度一般会計補正予算（第2号） ■第99号議案 R元年度一般会計補正予算（第3号） ・・・・・・・・・・当 局 職 員 退 席・・・・・・・・・・ 《報告事項について》 ・豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方について の答申について（こども育成課） 《閉会中の継続調査（審査）の申し出について》 《管外視察報告書について》 <u>《77、99号：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u> <u>《報15、64～66、71、72、74、75、78～83号：委員会審査意見、 要望等のまとめ》</u>

※ 全部署とも午前9：30開始で、第99号議案の審査終了をもって、全部署退席とします。
なお、報告事項の関係部署については、改めて出席ください。

文教民生委員会・文教民生分科会次第

2019年9月18日（水） 9:30 ～

第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査（別紙：議案付託表・分科会分担表）

(2) 報告事項について

豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方についての
答申について（教育委員会 こども育成課）

(3) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について <別紙1>

(4) 行政視察報告書について

(5) その他

4 閉 会

令和元年第2回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

報告第15号 専決処分したものの報告について

専決第8号 損害賠償の額を定めることについて

第64号議案 損害賠償の額を定めることについて

第65号議案 損害賠償の額を定めることについて

第66号議案 事業契約の締結について

第71号議案 豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

第72号議案 豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第74号議案 豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

第75号議案 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

第78号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

第79号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

第80号議案 令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第81号議案 令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第82号議案 令和元年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）

第83号議案 令和元年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）

第88号議案 平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

第89号議案 平成30年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

第90号議案 平成30年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第91号議案 平成30年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第92号議案 平成30年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第93号議案 平成30年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

第77号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）

第87号議案 平成30年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

第99号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

文教民生委員会名簿

2019. 09. 18

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	竹 中 理
副 委 員 長	上 田 倫 久
委 員	青 山 憲 司
委 員	井 上 正 治
委 員	上 田 伴 子
委 員	木 谷 敏 勝
委 員	土生田 仁 志
委 員	松 井 正 志

8名

【当 局】2019. 09. 18 : 出席者は着色をしています。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	生活環境課長	今井 謙二
生涯学習課参事	上田 健治	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課長	米田 紀子	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
文化振興課参事	小川 一昭	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
スポーツ振興課長	池内 章彦	但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

8名

8名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	宇川 義和
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	橋本 明宏
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	川端美由紀
健康増進課参事	浅田 英稔	こども育成課長	木下 直樹
健康増進課参事	村尾 恵美	こども育成課参事	山根 哲也
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	山本加奈美

10名

11名

【事 務 局】

職 名	氏 名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計46名

午前9時28分 委員会開会

○委員長（竹中 理） おはようございます。

ただいまから文教民生委員会を開会をいたします。失礼します。

きのうに引き続きまして、委員会、大変お疲れのところをありがとうございます。2日目ですけれども、また慎重審議しっかりやっていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

当局のほうから、説明補助員としてこども教育課、坂本課長補佐を出席させたいとの申し出があり、許可しておりますので、ご了解願います。

きのうに引き続き、一般会計に関する予算及び決算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになりました。

したがいまして、議事の進行は、委員会と分科会を適宜入れかえて行いますので、ご協力をお願いします。

それでは、3の協議事項に入ります。

審査日程ですが、お手元のこの2枚目、2日目のこの資料の中ですけれども、本日は、委員会付託されましたその他の議案の説明、質疑、討論、表決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された第77号議案と第99号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算についての説明、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案審査の終了後、教育委員会、こども育成課から報告事項がございますので、委員の皆さんはご承知おきをお願いします。

最後に、委員のみで分科会審査意見、要望の取りまとめ、及び委員会審査の意見、要望取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いをいたします。

それでは、報告第15号、専決処分したものの報告について、専決第8号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課、どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、議案書1ページをごらんいただきたいと思います。報告第15号、専決処分したものの報告について説明をいたします。

本件は、市長に委任する専決処分事項の指定についての規定により専決処分しましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。

1枚めくっていただいて、2ページをごらんいただきたいと思います。専決第8号、損害賠償の額を定めることについて説明をいたします。

本日、お手元に事故の状況を記した書類、資料を配付してと思っていますけれども、そちらをごらんいただけますでしょうか。

事故の状況を報告させていただきます。本年6月10日午前9時9分ごろ、生涯学習課職員が運転します公用車が泉町の交差点で交通事故を起こしまして、道路脇のガレージ、それから公用車として使用するリース車両、それから相手方車両と3件の損害が発生いたしました。本件では、ガレージに係ります損害賠償の額を3万7,800円とし、7月4日付で専決処分しましたので、報告いたします。

なお、相手方、事故の概要は記載のとおりでございます。

今回の事故は、運転者の前方不注意による事故でありまして、事故後、直ちに課内におきまして当該事案の情報共有を図り、運転中には細心の注意を払い続けることはもちろん、安全運転の励行、徹底について確認をしたところですが、今後さらに事故の再発防止を図ってまいりたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

土生田委員。

○委員（土生田仁志） この件なんですけれども、私が議会に参加させてもらうようになってから約2年になるんですけれども、この事故に関しましては、定例会のたびに車両事故という言葉聞きまして、そ

のたびに思うことなんですけども、徹底的な教育はしておられると思うんですけども、出てくるということはまだ行き渡っていないことだと思うんで、その辺の危機管理の意識は、ほかの課の方々は話はすることがないんですけども、どのようなものでしょうか、感じ方としまして。

○委員長（竹中 理） 答弁願います。
どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 当然公務中におきまして、交通安全というのは第一に念頭に置くべきことだというふうには思っております、その辺の話も、私どもの課としては毎月定例の課内会議というものをやっておりますが、その中で、課員にそういった徹底をさせていただいているところでございます。

○委員長（竹中 理） 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） このね、赤信号で入ってるということは完璧な違反行為ですよ。そして、別件でまたこれはガレージだし、人身だから、66号議案かな、これも出てくる。今、土生田さんの質問ででただけ、どういう対処いうんか、どういう対応で、こんなことが本当に起こっているのかどうかというような事案だと思うんで、そこら辺どう考えておられますか。

○委員長（竹中 理） 答弁願います。
どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今、木谷委員のおっしゃるとおり、現場はほとんどノーブレーキで相手方車両に追突してるという状況でございまして、私も相手方のほうに一度状況を伺いに、また謝罪に上らせていただいたんですけども、おっしゃっていたのは、本当にすごい恐怖感だったということでございました。相手方が受け取るダメージであったり、そういったものを職員間で共有し、さらに今回の信号を見落とす大きな原因となりました、この事故につきましては借り物をお返しして帰る途中に事故が起きたわけなんですけども、一本入る道を過ぎてしまっていて、入らなくちゃ入らなくちゃということできょろきょろしていて当たったというようなこ

とでございまして、そういったことも、とりあえず安全第一で運転することということを徹底するように課員には伝えているところでございます。

○委員長（竹中 理） 土生田委員、いいですか。
土生田委員。

○委員（土生田仁志） 安全運転を一番しなければいけない赤信号、そこに入って行って、先ほど来、説明何回もありましたけども、ぶつかった。課内じゃ全員が危機管理の共通意識、一本通り過ぎたのであれば一本また大回りすりゃ済むことなんで、この現場を見とったら5分もかかれば十分対応時間は可能なことだと思うんですよ。危機管理の共通意識を、職員全員が無事故をテーマとして再発防止を徹底してほしいというのが私たちの意見です。

以上をまた意見としてお願いします。

○委員長（竹中 理） ほかに。
青山委員。

○委員（青山 憲司） 済みません。私からは1点だけ。この事故の後、例えば職員さんがどういう、どういうんですかね、この事故の反省会というんか、をされたのか。その事故検討ですね。この事故に関する職員さん全体で、全員でこの事故の発生した要因の分析だとか対策だとか。先ほども再発防止というふうな話がありましたんですけども、ただ、上司から職員の皆さんに注意喚起するだけでは、これ全く対策になってないので、この事故が起こった要因、一般企業ではよくヒューマンファクター・トレーニングでやるんですけど、この事故が起きた要因を事細かに時系列を追って、なぜこの事故が発生したのかという要因を職員全員が共有をして、その上で対策を打つというのが再発防止になるんですけど、そういった、どこまでこの議論に関して職員さんの間でその検討をされたのか、再発防止に向けての、そのあたりの内容を教えていただけますか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 職員間で検討というまではしておりません。ただ、先ほど申し上げた、帰る途中で本来曲がるべきところをやり過ぎてしまっ、その後、慌てて前方を見落としたという

ような状況の共有、それから、先ほど申し上げた相手方の受けたダメージ、そういったことの共有はさせていただいたところです。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） これは意見になるんですけども、こういう事故が発生したときに職員全員で、職場全体としてなぜこういう事故が起こったのかっていう、事細かに、不注意とか気づかずとかっていう言葉あったんで、例えば信号が見にくいとか、あるいは時間帯にもよったり、気象にもよったりすると思うんで、そのときの状況を、事故を起こした方を責めるのではなくて、そのときに起こった事故の要因を全部洗い出して、できる対策は全部打つということが必要になってきますんで、事故を起こした方の例えば体調であったり、プライベートのことであったり、いろいろな要因があると思うんでね。重なって起きたことだと思うんで、そういった要因を、潰せる要因は全て潰すというふうなことでかかっていかないと再発防止にはならないというふうに思いますんで、ぜひ職場全体で、あるいは全庁的にそういう取り組みをしないと、また同じ事故が起こるというふうに思いますので、ハード対策が必要なものについては公安委員会のほうに言っていったりということも必要になってくると思いますので、そこまでをやって初めて再発防止、そういうふうに私は思っていますので、ぜひそういった対応をお願いしたいと思います。

○委員長（竹中 理） 意見。

上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） この事故車には、初歩的なことなんですけど、職員さんは一人で乗っておられたということですね。前に、私が職員だったころ、よく、公用のために自分の車を使ったりとか公用車を運転する者には、ちょっとした安全講習とか、何か運転の講習がちょっとあったような気がするんですけど、そういう点に関してはどうですか。

○委員長（竹中 理） ありますか。

どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 済みません。職員全

体に対しての交通安全の受講といいますか、研修会の状況についてはちょっと把握してないので、申しわけございません。

ただ、一般質問でも総務部長のほうから返事がありましたように、今後10月に行われるであろう、そういった教習所で行われる安全講習会、それから、私ども生涯学習課、臨時、嘱託含めた10名で取り組みますチャレンジ100、そういったものを通じて交通安全意識を徹底していきたいなというふうに思っております。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 長いこと運転をしていたら、自分の車であろうと公用車であろうとちょっとした気の緩みとかそんなんも出てきて、こんな赤信号に突っ込むなんて初歩的な、本当に初歩ミスですので、そういうなれとか気の緩みとかもやっぱり気を引き締めてされるように、さらなる安全運転への研修をしていただきますように重ねてお願い申し上げます。

○委員長（竹中 理） ほかにありませんか。

各委員の中から了承しがたいという意見もありますけども、本件は報告事項でありますので、ご了解をいただきたいと思います。

それでは、次に、第64号議案、損害賠償の額を定めることについて、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課。

○生涯学習課長（大岸 和義） 第64号議案、資料が29ページでございます。第64号議案、損害賠償の額を定めることについて及び次ページの第65号議案、同じく損害賠償の額を定めることにつきまして説明をさせていただきます。

両案は、専決第8号で説明させていただきました交通事故において発生しました、公用車として使用するリース車両に与えた損害、及び相手方車両に与えた損害の額を定めることについて議決を求めるものでございます。

第64号議案では、生涯学習課職員が運転してい

た公用車がリース車両でありまして、修理不可能な損傷を与えたため、残リース金額を含む損害を賠償する必要があり、その損害賠償金額は147万円でございます。相手方及び事故の概要につきましては、記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、30ページをご覧ください。第65号議案でございますけれども、こちらのほうは相手方所有の車両に与えました損傷を賠償する必要がありまして、その賠償額は62万744円でございます。相手方及び事故の概要につきましては、記載のとおりでございます。

繰り返しになりますけれども、公用車の運転に際しましては細心の注意を払いまして、安全運転の励行については職員間で確認をしたところでありますが、事故を起こさないことはもちろん、事故に巻き込まれないというようなことも徹底し、再発防止に努めてまいりたいと存じます。本当に申しわけございませんでした。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第64号議案及び第65号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第64号議案及び第65号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第66号議案、事業契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課、どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、資料は31ページをござんいただきたいと思います。第66号議案、事業契約の締結について説明をいたします。

本案は、植村直己冒険館機能強化改修運営事業に係ります事業契約を締結することについて、民間資金等を活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定によりまして議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、契約の目的、それから方法、金額、期間、相手については記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、32ページをご覧ください。2の事業内容でございます。今回の事業は大きく分けて3つございまして、1つ目は冒険館事業、2つ目が（2）の冒険館機能強化事業、それから3つ目が（3）の自由提案事業でございます。

冒険館事業につきましては、既存施設の改修、修繕、それから展示のリニューアル、さらに改修後には運営管理業務を15年7カ月行っていただきます。

それから、（2）の冒険館機能強化事業につきましては、新施設、屋内遊戯場でございますけれども、そちらの整備と運営、それから体験プログラムの開発と提供。

それから、3番目の自由提案事業でございますけれども、上記以外で独立採算に実施する事業として、物販などを想定しております。

契約金額の内訳でございますけれども、冒険館の改修に2億7,858万8,942円、それから機能強化施設の整備に3億5,769万8,457円、それから、15年7カ月の運営維持管理としまして7億8,254万6,498円となっております。

それから、契約の相手方については、記載のとおりでございます。

続きまして、次の33ページをござんいただきたいと思います。契約の相手方から受けました提案の概要について説明をさせていただきます。

まず、計画概要でございますが、施設計画につきましては、既設の冒険館研修棟に新たに機能強化施設を加えた3棟、1,941平方メートルでの事業を予定しております。

それから、提案内容のコンセプトでございますけ

ども、既存本館では故植村直己氏の展示、それから既存の新館、研修棟でございますけども、そちらでは世界で活躍する冒険家を紹介、それから3つ目の大きな、体験ゾーンと書いたところでございますが、増築新館ですが、こちらは屋内遊戯場、それからその下の外部施設の連携で、神鍋地域、それから日高地域、それから市内のさまざまな地域に所在します資源との連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、右側の施設の配置イメージでございますけども、ごらんとおりの内容になっております。説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 一般質問でも取り上げてましたんで、その責任という意味で質問させていただきます。

いわゆる工事の部分と維持管理、運営部分と2つに大きく分かれると思うんですけども、どちらも契約、履行保証というのは、契約保証金だけだと思うんですけど、その点は間違いなかったか、まず確認させてください。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） ご指摘のとおり、契約保証金での保証となっております。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 一般に工事のように出来高に応じて後でお金を支払う分については、できなかったらそれでやめて、次のどっかの業者に頼むとか、契約保証金頂戴したり、それで次のステップに進めると思うんですけども、問題は長期にわたる運営の部分、しかもこの運営というのは単に施設を管理するだけではなくて、もともとの受注された法人が、法人のコンセプトをつくって、その考え方に基づいて運営されていくので、仮に途中で運営が立ちいかなかったときに、単に契約保証金をいただいただけでええんかなというあたりが、気がするんで、契約の問題なんで、恐らくこれは契約審査会とか担当課

の所管ちょっと離れるかもわからないんですけども、そういう運営の部分についての履行の担保が契約保証金だけでいいのどうか、そのあたりの考え方を教えていただきたいですし、何か検討されたかどうか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 法人のコンセプトにより運営されるという点でございますけども、募集要項の段階で要求水準書という、こういうことをやってくれというものを明示した上で応募していただいております。基本はそこの内容を逸脱することなく運営していただくということになるかと思います。

それから、受注した法人が先行きならなくなった場合ということでございますけども、こちらのほうは、現段階では運営に関するリスクといたしますか、運営法人が直接的に、どういったらいいでしょうかね、今回のPFI事業というのは、特定目的会社が直接の契約相手になりますけども、その裏には、きのう上田委員からご質問いただきました構成企業がございまして、そこがバックアップしておる状況でございます。万が一SPCに、豊岡冒険株式会社運営に支障の出るような事案が発生した場合には、そのバックにいる法人がそれぞれリスクを負うことになりまして、一応のリスク分担という考え方はできているというふうに考えております。

ただ、それでもバックにいる企業がどうなんだというところ辺はございますので、その際は、当然我々と協議した上でのお話ですが、構成企業の変更等を考えることも十分あり得るというふうには思います。

それから、何でしたっけ。

○委員長（竹中 理） 検討したか。

○委員（松井 正志） いいです、それでいいです。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 検討された結果、そういうふうな結論に達したと思って、それでやむを得ないと思っただけですけども、問題はバックにおる企業が、じゃあ、それだけ将来性が担保できる企業かどうか

というのは、ちょっともう私自身はよくわからないし、しかも経営内容を見ると、時の景気であるとか、時のレジャー産業の動向に大きく左右される傾向のある会社のようにあるので、10年とか15年とか20年とか長い期間の中では非常に心配な部分がある。恐らくそれは当局も思っておられると思うんですけども、それは信頼関係の中でやらなければいけないと思いますので、できるだけ、さっき発言のあったように、万が一のことは常に考えながら運営に当たっていただきたいと思いますので、それだけつけ加えておきます。

○委員長（竹中 理） ほかにございませんか。
青山委員。

○委員（青山 憲司） まず、このSPCの構成企業ってというのがここには出てこないんですよ。今の委託、契約相手しか出てこない、豊岡冒険館株式会社。通常、PFIでやろうとすれば、いろんな型式、方式がありますよね、PFIの中でも。だから、DOBだとかいろんな方式ある中で、その構成団体、構成企業の役割だとか、あるいはそういったスケジュール的なものも含めて、やっぱり委員会のほうにこれ出してもらわないと、どういった企業がSPCを構成するのか、運営は誰がするのか、それから、できた施設はどういうふうな位置づけにあるのか。以前ちょっと説明をお聞きしたのでは、買い取りみたいなことも説明あったのかなというふうに記憶しとるんですけども、一括買い取りみたいなことも。あとは資金繰り、SPCでやるのであれば運営はそこになると思うんですけど、建築については、もちろん民間資金を活用するんでそういうことになると思うんですけども、そういった内容がここに出てきてないんで、そういったものを明確にしたものをぜひ委員会に提示をしていただきたいと思いますと思うんですけども。

きのう、その建設はどこがやってとか、運用はSPCのこういう企業が構成するんだという、そういうこともちゃんと説明してもらわないと、本来はこれ、きっちり協議ができないというふうに思うんですけどね。

例えばグリーンパーク北但なんかも、SPCの運営、運営というか構成状況も、全部事前の議会には提案をされてきたんでね。そういう資料があればぜひこの委員会に提示をお願いしたいというふうに思っています。（発言する者あり）

○委員長（竹中 理） 委員会を暫時休憩します。

午前9時55分 委員会休憩

午前9時56分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

先ほど青山委員の言われた、会派の勉強会以外での資料みたいなものは、この委員会のほうには出されるようなものがありますでしょうか。

どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 先ほど出ておりました内容の中の、どの項目についての資料を、もし準備するとしたら必要とされているんですかね。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） この今回の改修事業、運営事業で、先ほど説明のありました15年もの長期間に及ぶ事業ですので、例えば今の表では建設とか運営とかそれぞれにあったんですけども、全体としてその事業費、事業費も入ってます。事業費の財源の状況だとか、そのあたりも含めてわかりやすいものを、建設はこういう団体がやってという。財源のことも含めてわかりやすいっていうんですかね、資料が、もしつくっておられたらで結構なんですけどね。

○委員長（竹中 理） 大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） 青山委員からの指摘をいただきました内容につきましては、事業費、それから財源についての資料をお渡ししていると思うんですが。

○委員（青山 憲司） 勉強会以外で何かあれば。

○生涯学習課長（大岸 和義） は、今のところは持ち合わせてはおりません。

○委員（青山 憲司） わかりました。

じゃあ、よろしいです。

○委員長（竹中 理） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第66号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第71号議案、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課。

○市民課長（定元 秀之） 77ページをごらんください。第71号議案、豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民基本台帳に記録のある旧氏を印鑑登録できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

条例改正内容を説明する前に、住民基本台帳法施行令の改正内容について、本日お配りしています資料に基づいて説明をいたします。

最初に、白黒の紙をごらんください。住民基本台帳施行令の改正理由は、女性活躍推進の観点であり、住民票、個人番号カード、マイナンバーカードのことですが、旧氏の記載が可能となるものであります。旧氏とは、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載または記録されているものをいいます。

続きまして、2枚目の総務省が発行していますカラー印刷のパンフレットをごらんください。旧氏、旧姓のことですが、ごらんのように住民票とマイナンバーカードに併記できるようになりました。また、併記することによるメリットについても、下記のとおり2点記載されております。このように記載され

ているメリットが可能となるよう、住民票、マイナンバーカードに旧氏の併記がされる中、住民基本台帳に記録のある旧氏を印鑑登録できるようにするため、今回の改正を行うものであります。

では、改正内容につきましては、79ページの条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容についてです。まず（1）は、第2条関係で所要の規定を整理することであります。（2）は、第4条関係で登録を受けることができない印鑑に係る規定について、住民基本台帳に記録されている旧氏を登録できる印鑑とするための整備をするものであります。（3）は、第11条関係で印鑑登録の抹消に係る規定について、登録された印鑑が登録を受けることができない印鑑に該当したときに、旧氏の変更によるものを加えることとするものであります。

2の附則では、この条例は、令和元年11月5日から施行することとしております。

なお、80ページから81ページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） ちょっと単純な質問で恐縮なんですけども、例えば結婚によって何回も変わる場合がありますよね、ちょっと失礼な言い方だけど。そういう場合の旧氏っていうのはどこを指すんですか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） そういう場合、先ほど松井委員のほうから言われた場合には、その次にありますのは、本人がそれを指定します。指定された旧氏について該当するというものであります。以上です。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） これは1つだけということですね。

○委員長（竹中 理） 市民課長。

○市民課長（定元 秀之） そうです。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） というのがね、口座とかの説明があったんで、例えば何回か結婚されとったらその機に口座つくられる可能性があるんですけどね。そのときに証明できるのが1つだけだと不合理なんで、1つにするんだったら全部されたらどうかなと思ってね。そうすると困るんじゃないかなと。いや、いいです、制度がそうなとったらいいです。

○委員長（竹中 理） いいですか。

○委員（松井 正志） そういう問題提起だけしときます。

○委員長（竹中 理） 問題提起、わかりました。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第72号議案、豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、82ページをごらんください。第72号議案、豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

84ページの条例案要綱をごらんください。改正

の内容につきましては、法にある償還金の支払い猶予または償還免除をするか否かの判断のために必要のあるときは、借り受け人または保証人の収入及び資産の状況の報告等を求めることができるとした法の規定を追加したほか、引用条文について改めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、85ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧をください。

説明は以上でございます。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第72号議案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、第74号議案、豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

こども育成課、どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、90ページ、お願いいたします。第74号議案、豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてでございますけども、改正内容につきましては、92ページ、条例案要綱のほうをごらんいただきたいと思います。10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。3歳児から5歳児、及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育所等

の利用料が無償となります。この保育所等を利用する子供たちとの均衡を保つために、現行の子ども・子育て支援制度では対象となっておりません認可外保育施設、それから預かり保育等を利用する子供について、給付制度を創設して施設の利用料を無償化しようとするため、子ども・子育て支援法等が改正されました。

本案につきましては、同法等の改正に伴いまして所要の規定の整理を行うものでございます。

まず、(1)第1条関係でございます。豊岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の内閣府令の題名が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に改められましたために、所要の整理を行うものでございます。

(2)第2条関係、豊岡市保育の必要性の認定に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されまして、保育を必要とする事由の一部が改められましたため、所要の整理を行うものでございます。

具体的には、第3条11号の中で、特定教育・保育施設の後に、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等が加えられております。

(3)3条関係でございます。豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正されまして、支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者に改められたため、所要の整理を行うものでございます。

附則で、この条例につきましては、令和元年10月1日から施行とすることにしております。

93ページから95ページに新旧対照表のほうを添付しておりますので、ご清覧をお願いしたいと思います。

次に、96ページ、第75号議案、豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、98ページ、条例案要綱のほうをごらんいただきたいと思います。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されまして、副食費について、保護者から支払いを受けることができる費用とされたことに伴いまして、市立の保育所及び認定こども園において給食費を徴収するために、関係します条例について所要の規定を整理をしようとするものでございます。

(1)第1条関係でございます。豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び(2)第2条関係、豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例について、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、小学校就学前子供に対します食事の提供に要する費用を給食費として、教育・保育給付認定保護者から徴収すること及び給食費の減免について所要の整理を行おうとするものでございます。

附則で、この条例につきましては、平成元年10月1日から施行することとしております。

99ページと100ページのほうに新旧対照表のほうを添付しておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(竹中 理) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田伴子議員。

○委員(上田 伴子) 75号議案のほうについてなんですけども、今、100を超える自治体で副食費の無料化を実施するようになりました。県下でも朝来とか明石とか、今、5市ぐらいかな、無料化ということなんですけど、それは、その財源は恐らく保育料を国基準より安くしていたものを使っているところが多い、それを使うところが多いのではないかなと推測するんですけど、本市においてはこの国基準何%だったのかな、今ちょっと覚えてなくて、それで、その何%だったのかってことと、それと、それからこの無料化になった時点で生まれたそういう、そのことに関する財源みたいなものはどれぐらい

なのか、お願いします。

○委員長（竹中 理） 答弁願います。

○子ども育成課長（木下 直樹） ちょっと聞き取りにくかったんで、もう一度お願いできませんでしょうか。済みません。

○委員（上田 伴子） じゃあ、済みません、繰り返します。

75号議案について質問いたします。今、新聞紙上なんかでもちょっと出てるんですけども、100を超える自治体で副食費の無料化が実施されます。県下でも朝来や明石とか三木市とか、5市、今のところ5市だったかな、5市ぐらいで実施するということです。その財源は恐らく保育料を国基準より低くしているために生まれたものを使ってするところが多いのではないかなと推測するんですが、本市においては保育料は国基準の何%を徴収しておられたのか、また、何%補助しておられたのか、それと、また、この無料化によって、そのことによって生まれた財源はどれくらいなのか、お願いします。

○委員長（竹中 理） 答弁願います。

はい。

○教育次長（堂垣 真弓） 議会のほうでも本会議でご説明申し上げたんですが、豊岡市のおおむね国基準より20%減額をさせていただいております。減額率が低いこともございますし、豊岡市は公立の幼稚園等が多いってこともありまして、公立等は今までから10分の10、100%が市の負担ってことになっておりまして、今回の無償化によって、例えばかなり保育料を安くされてるところとか、もう全額免除をされてるようなところは、その分を含めて、認可に払うときは国のほうからお金が入ってまいりますので、余剰金といいますか、幾らか今回の無償化によって余裕のある財源が生まれるっていうところもあるというふうに言われております。そういったところはそれを活用して子育てのほうに還元するということを国のほうも言っておられました。

豊岡の場合はそういったことはなく、やはり今回の無償化によって減額分のほうが多い、歳出のほう

が多いということになりますので、ことしについては国から臨時交付金が入りますので、その分は不足分が補填されるということになりますので、豊岡市においては余剰金が生まれるということとはございません。足らない分について国からいただく、来年からは地方消費税交付金の増額分でそれを賄うようにというふうに指導が、指導といいますか、国のほうから来ております。以上です。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） では、20%減額していた分は、全部ほかのことに使わなければならないということですか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） それも含めて、今まで減額をしておりましたその分については若干国のほうから入ってまいりますので、プラス・マイナスでいくと、その分についてはプラスになる。ただ、それ以外に、無償化によって今まで入ってきた保育料、あと80%の分が入ってこなくなるので、差し引きをすると、豊岡市についてはマイナスになるということでございます。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） この制度自体が、保育料無償化っていうことに関しては、やっぱり一般質問でも言いましたけれども、福祉費を含めての保育料ということにずっとなってて、それを承知をしていたということでもありますので、もともとの国の制度がおかしいのであって、そこは副食費も含めた保育料の無料化というのが本来の姿であると思っています。

○委員長（竹中 理） 質問。

○委員（上田 伴子） はいはい。保育料の中に入っているものですので、要望ですけども、本市でもぜひ無料にされるように強く要望しておきます。

○委員長（竹中 理） 要望ですね。

○委員（上田 伴子） はい、要望です。

○委員長（竹中 理） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第74号議案及び第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第74号議案及び第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第78号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課。

○市民課長（定元 秀之） 181ページをごらんください。第78号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万8,000円を追加し、予算の総額を87億464万円とするものであります。

198、199ページをごらんください。歳出の主な内容につきましては、歳出補正予算総括表によりご説明いたします。

総務費の160万2,000円の減額は、人件費に係るものとして309万円の減額並びに高額療養費システム用のパソコンの購入148万8,000円の増額によるものです。

保健事業費の292万7,000円の減額につきましては、人件費に係るものです。

基金積立金1,155万2,000円の増額は、30年度決算確定に伴い、一般会計繰入金を精算した後の剰余金等を財政調整基金に積み立てるものであります。

諸支出金557万5,000円の増額につきましては、30年度の決算確定により一般会計繰出金を精算するものであります。

続きまして、歳入の主な内容を説明します。戻っていただきまして、196、197ページの歳入補

正予算総括表をごらんください。

国民健康保険税の292万2,000円の減額並びに繰り入れの160万7,000円の減額は、財源調整分であります。

繰越金1,439万円の増額は、30年度決算確定によるものであります。

諸収入273万7,000円の増額は、前年度の特定健康診査等負担金が確定したことにより、過年度分として収入するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いします。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第78号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課。

○健康増進課参事（浅田 英稔） それでは、201ページをお願いいたします。第79号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万1,000円を追加し、総額をそれぞれ9,078万3,000円とするものです。

主な内容ですけれども、事項別明細書によりご説明をいたします。211ページをお願いします。

まず、歳出ですが、総務費29万2,000円の

減額につきましては、人件費の調整によるものでございます。

医療費36万6,000円の増額については、医療用備品、デジタルエックス線画像読み取り装置専用カセットの購入によるものでございます。

また、諸支出金339万7,000円の追加については、平成30年度決算剰余金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

戻っていただきまして、209ページをお願いします。歳入の内訳ですが、繰越金7万4,000円の増額については、人件費の調整による減額部分と医療用備品の購入に伴う増額部分の差額7万4,000円の増額となっております。

繰越金339万7,000円の追加については、平成30年度決算の確定に伴うものでございます。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第79号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案、令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

当局の説明を求めます。

市民課。

○市民課長（定元 秀之） 213ページをごらんください。第80号議案、令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ2,611万2,000円を追加し、予算の総額を12億7,209万7,000円とするものであります。

215ページをごらんください。歳出の主な内容につきましては、第1表によりご説明いたします。

総務費の320万6,000円の減額は、人件費に係るものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金2,777万4,000円の増額は、30年度に徴収した保険料の精算で、広域連合へ納付金を増額するものであります。

諸支出金154万4,000円の増額は、過年度分の保険料の過誤納収納に係る還付金として50万円の増、並びに平成30年度の決算確定により一般会計繰出金を精算するものとして104万4,000円の増によるものであります。

続きまして、歳入の主な内容を説明します。214ページをごらんください。

繰入金320万6,000円の減額は、財源調整分で、人件費に係るものであります。

繰越金2,818万8,000円の増額は、30年度決算確定によるものであります。

諸収入50万円の増額は、保険料還付金の財源として兵庫県後期高齢者医療広域連合からの収入であります。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第80号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案、令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、227ページをお願いいたします。第81号議案、令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,908万9,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ100億586万3,000円とするものです。今回の補正予算の計上につきましては、大きく人件費の補正と前年度の負担金等の精算によるものになっております。

主な内容について事項別明細書でご説明いたしますので、236ページ、ごらんください。

まず、歳出ですけれども、総務費の補正は、人件費の調整による増額と、介護保険システムの消費税増税対応に係る改修費の確定に伴う減額を行おうとするものです。

次の2枠、地域支援事業費の減額補正につきましては、人件費の調整によるものです。

次に、238ページをお願いします。2段目の基金積立金は、平成30年度の歳入歳出決算による繰越金のうち、国、県等の負担金の精算に伴う返納金を除いた平成30年度実質収支残額を介護保険給付費準備基金に積み立てるもので、補正額1億7,343万5,000円の増額です。

次の枠です。償還金1億2,608万2,000円は、平成30年度の保険給付費と地域支援事業費の確定に伴う国県負担金等の精算による返納金です。

次の一般会計繰出金4,056万9,000円につきましては、保険給付費等保険事業の精算に伴う一般会計への返納金です。

次に、歳入をご説明いたします。ページは戻っていただきまして、234ページ、お願いいたします。

国庫支出金59万7,000円の増額は、介護報

酬改定等に伴う介護保険システム改修事業に係る国庫補助金の内示によるものになっております。

次の枠、繰入金ですけれども、一般会計からの繰り入れを159万4,000円減額するもので、歳出補正する人件費及び事務費相当額並びに介護保険システム改修に係る補助金の内示に伴う財源更正によるものです。

次の繰越金3億4,008万6,000円の増額は、平成30年度決算の確定に伴うものです。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 非常勤特別職が一番多いんでここで聞きますけれども、来年度以降、会計年度任用職員制度が導入されて、一般的に、先では給与額が上がるというふうに聞いてるんですけど、ほぼ恐らく上がるだろうと。その場合は、一般会計の繰入金の中で賄えるという考え方でよろしいですか。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） そのとおりでございます。

○委員長（竹中 理） いいですか。

○委員（松井 正志） はい、いいです。

○委員長（竹中 理） ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第81号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第82号議案、令和元年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、どうぞ。

○健康増進課参事（浅田 英稔） 242ページをお願いいたします。第82号議案、令和元年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,026万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億8,607万6,000円とするものでございます。

主な内容ですけれども、事項別明細書によりご説明をいたします。252ページをお願いいたします。

まず、歳入の内訳ですけれども、森本診療所費が3,000円、神鍋診療所費が1万9,000円、高橋診療所費が4万2,000円の増額になっております。こちらはそれぞれ人件費の調整によるものでございます。

諸支出金の2,019万9,000円の追加については、平成30年度各診療所の決算剰余金の確定に伴い、一般会計で繰り出すものでございます。

戻っていただきまして、250ページをお願いいたします。歳入の内訳ですけれども、各診療所の繰入金の総額は、それぞれ人件費調整による一般会計繰入金となります。

繰越金2,019万9,000円の追加については、平成30年度決算の確定に伴うものでございます。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第82号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

の決定しました。

次に、第83号議案、令和元年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

生活環境課、どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 256ページをごらんください。第83号議案、令和元年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万1,000円を追加し、予算の総額を1,551万9,000円とするものです。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

263、264ページをごらんください。歳入は、平成30年度の決算確定により繰越金762万1,000円を計上しています。

265、266ページをごらんください。歳出は、歳入で計上した繰越金と同額を基金積立金として霊苑整備基金へ積み立てようとするものです。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第83号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩をします。再開は10時50分。

午前10時38分 委員会休憩

午前10時50分 分科会開会

○分科会長（竹中 理） 休憩前に引き続きまして、
ただいまより文教民生分科会を開会をいたします。

まず、第77号議案、令和元年度豊岡市一般会計
補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、一気に説明を
お願いします。

説明は、歳出、続いて所管に係る歳入、債務負担
行為の順でお願いします。

質疑は全ての部署の説明が終わった後に一括し
て行います。

それでは、組織順に、地域コミュニティ振興部か
らお願いします。

どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 議案書は164ペー
ジをお願いいたします。下から11行目ございま
すが、植村直己冒険館機能強化事業費について説明
いたします。

第66号議案で事業内容を説明いたしました、
事業者の提案によりまして、当初のスケジュールを
約6カ月間前倒しすることになりました。そこで、
来年度に予定しておりました収蔵物の一時持ち出
しを年度内に行うことになり、この費用としまして
光熱水費、搬出先の電気代、それから必要な修繕、
それから保険料等を予算に計上させていただき、さ
らに設計施工のモニタリングを専門家をお願いし
ておりますけれども、こちらのほうも前倒しするこ
とによりまして、年度別の出来高に変更が生じまし
て令和元年度分がふえましたので、その分、さらに、
整備財源に、辺地債以外に国の社会資本整備総合交
付金を現在要望しておまして、その申請に費用対
効果の分析資料を求められておりますので、その作
成費用、合計1,356万6,000円を計上して
おります。

説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） 次に、文化振興課、どう
ぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） 歳出126ページを
ごらんください。一番下から2つ目の枠ございま
す。基金管理費、財政調整基金積立金30万円です。

これは風信書道会様からいただいた寄附金30万
円をそのまま基金に積み立てようとするものです。

寄附金につきましては、歳入の122ページ、社
会教育事業費寄附金で計上しております。以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 166ページを
お願いします。下から4枠目です。出石海洋センタ
ー管理費、投資委託料、実施設計500万円の増額
ですが、海洋センターの温水プールにつきまして経
年劣化があり、プール槽の塗装、天井の張りかえ、
採暖室の修繕など、利用者の安全と快適な利用環境
を確保するための大規模改修を行うための実施設
計を行います。

なお、来年8月のB&G財団の修繕助成を申請す
るために今年度の実施設計を行うものです。助成が
採択されれば、2021年度の改修となります。

その下、豊岡総合体育館管理費、業務委託料、長
寿命化計画策定業務605万円の増額ですけども、
建築後30年が経過をし、大規模改修の時期を迎え
ております。劣化調査を行います。今後必要となる
修繕費等を算出をし、建てかえをする場合と長寿命
化を行った場合で、機能面、コスト面での視点で比
較検討をして方向性を定めていきたいというふう
に考えております。

近隣の市民体育館も建築後60年を迎えており、
老朽化をしております。将来的には総合体育館にそ
の機能を統合して、総量縮減の可能性を検討してい
きたいと思っております。

施設整備は公共施設等適正化管理推進事業債の
活用を検討をしております。

その下、こうのとりのスタジアム管理費、投資委託
料、実施設計764万4,000円の増額ですけど
も、市内唯一の高野連の認定球場であります。市全
体の野球場の拠点施設として将来的にも維持をし
ていく方向であります。2020年から水銀灯の製
造が中止になることから、体育施設も順次照明をL
ED化に変える必要があるということで、今回、2
020年度にスポーツ振興くじ助成金を受ける改
修を行いたいということで、実施設計を行うもので

す。今後も維持をしていく体育施設につきましては、順次LED管に交換をしていきたいというふうに考えております。

現在、豊岡市体育施設等個別施設計画（案）をお示しをして、今後皆さんのご意見を伺って、年内に策定を目指しているところですが、早急に対策が必要と判断をしました3施設につきまして、改修に向けての長寿命化の検討、または実施設計に係る業務を提案させていただいてます。

説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） 市民生活課、どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） それでは、歳出から説明します。

136ページをごらんください。説明欄、一番上から6行目の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金の160万7,000円の減額は、国保高額療養費システムパソコンの購入の増額並びに職員給与費等の人件費の減額によるものです。

次に、説明欄3枠目の高齢期移行助成事業費の55万6,000円の増から3行下の子ども医療費助成事業の1,000円の増までの合計額244万3,000円につきましては、いずれも30年度助成額の確定による県補助金の返納金です。

次に、138ページをお願いします。真ん中の枠の説明欄、上から9行目の後期高齢者医療事業特別会計繰出金の320万6,000円の減額は、人件費分であります。

歳出は以上です。

次に、歳入について説明します。

118ページをお開きください。説明欄2枠目、上から3行目の児童手当負担金（過年度分）の20万3,000円の増額は、平成30年度児童手当交付金の精算による国庫負担の追加交付分であります。

次に、120ページをお願いします。上から3行目の児童手当負担金（過年度分）の7万6,000円の増額は、平成30年度児童手当交付金の精算による県負担分の追加交付分であります。

次に、その下の表の重度障害者医療費助成事業費

補助金（過年度分）の108万8,000円の増から4行下の子ども医療費助成事業補助金（過年度分）の21万7,000円の増までの合計額247万4,000円は、いずれも平成30年度の助成額の確定による追加交付分であります。

次に、122ページをごらんください。2つ目の表の1行目、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金の557万5,000円の増額は、平成30年度の職員給与費、出産育児一時金等の確定に伴う一般会計繰出金の精算によるものです。

その2行下、後期高齢者医療事業特別会計繰入金の104万4,000円の増額につきましても、30年度の職員給与費、事務費の確定に伴う一般会計繰出金の精算によるものです。

市民課は以上です。

○分科会長（竹中 理） 社会福祉課、どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、134ページをごらんください。上の表で、上から3つ目です。国民生活基礎調査の物件費5万4,000円の減額及びその上の人件費13万5,000円の減額については、本年度、本市は国が指定する調査対象地区とならなかったために減額補正をするものでございます。

続きまして、136ページ、一番上をごらんください。行旅病人死亡人取扱事業費30万1,000円の増額についてでございます。今年度、既に3件の事案が発生し、残予算がわずかとなっております。今後の不測の事態に備えるため、3件分の増額補正をするものでございます。

それから、真ん中あたりでございます。豊岡健康福祉センターの管理費からずっとその下の但東健康福祉センター管理費までの特殊建築物防火設備定期検査業務委託料、合計105万1,000円の増額についてでございます。2016年6月の建築基準法の改正によりまして、2018年以降、防火設備の検査報告が必要であることが判明し、本年度より定期検査を実施するものでございます。

続きまして、136ページですが、その下です。下の枠で、障害者（児）自立支援給付事業費と障害

者（児）の医療給付事業費につきましては、平成30年度の国県負担金等の精算の返納金でございます。

続きまして、138ページをお願いいたします。一番上の表でございます。自立相談支援事業費及び住居確保給付金支給事業費につきましても、同じく国県負担金等の精算によります返納金でございます。

続きまして、140ページをお願いいたします。140ページ、上の枠で児童扶養手当給付事業費、これについても国庫負担金の精算に伴う返納金です。

それから、一番下の枠でございます。母子生活支援施設措置事業費、これについても国県負担金等の精算返納金でございます。

142ページをお願いいたします。1つ目の枠の真ん中のあたりです。生活保護適正実施推進事業費のうち、生活保護システム改修業務委託料104万8,000円の増額につきましては、これは生活保護制度改正等に伴いましてシステム改修に係る経費でございます。具体的には、進学準備給付金の創設であるとか、資産調査の様式変更等々によるものでございます。

その下の生活保護措置費については、30年度の国県負担金の精算返納金でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入でございます。

118ページをごらんください。118ページの上から2つ目の表でございます。特別障害者手当等給付費負担金（過年度分）と、その2つ下の生活保護費負担金（過年度分）でございますが、平成30年度の国庫負担金の精算による追加分でございます。

それから、3つ目の表の一番上、介護保険指定機関等管理システム改修事業費の補助金でございます。この増額につきましては、6月補正の際にご承認をいただきました介護保険システム改修業務委託料8万7,000円に係ります国庫補助金でありまして、補助金交付の内示があったために今回補正

をするものでございます。

そこから2つ下の、生活困窮者就労準備支援事業費等の補助金でございます。これは先ほど歳出で説明いたしました生活保護システム改修業務委託料104万8,000円に対する国庫補助でございます。

続きまして、120ページをお願いいたします。120ページの一番上の表の一番上、行旅病人死亡人取扱費負担金でございます。これも先ほど歳出で説明しました行旅病人死亡人取扱事業費30万1,000円に対する10分の10の県の負担金でございます。

それから、上から3つ目の表でございます。国民生活基礎調査事務委託金28万9,000円の減額につきましては、先ほど歳出で説明しましたとおり、本年度、本市では国が指定する調査対象地区とならなかったために減額補正をするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） それでは、高年介護課の関係部分について説明させていただきます。

まず、歳出です。138ページをごらんください。

138ページの真ん中の枠、老人福祉総務費をごらんください。職員の人事配置等の確定に伴いまして、人件費438万1,000円の減額補正と国庫補助金の内示及び事業費の減額に伴う介護保険事業特別会計繰出金159万4,000円の減額補正をしております。

その下の枠、生活管理指導短期宿泊事業は、虚弱な高齢者等が基本的生活習慣の欠如や対人関係に支障があり、社会生活が困難となった場合などに、養護老人ホームなどに短期間入所していただき、生活習慣の指導でありますとか、体調調整をしていただくものでございます。利用実績のほうが増加しておりまして、8月時点で当初予算額の9割程度の執行率となったために、168万円の増額補正を行っております。

歳入です。118ページをごらんください。118ページの上から2枠目の2行目です。低所得者保

険料軽減負担金（過年度分）１，０００円、あと、３枠目の上から社会保障・税番号制度システム整備費補助金１９６万６，０００円、介護保険指定機関等管理システム改修事業費補助金１万３，０００円。

それと、１２０ページの１枠目の２番目、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）１，０００円につきましては、前年度の補助金精算に伴う補正と、補助金の内示額の確定によります財源更正を行っております。

１２２ページの真ん中の枠、４行目です、上から。介護保険事業特別会計繰入金では、平成３０年度の介護保険特別会計における精算に伴う一般会計への返還金であります繰出金のほうが、４，０５６万９，０００円の受け入れを行っております。

それと、１２４ページ、真ん中の枠です。利用者負担金７６万３，０００円につきましては、先ほど説明しました生活管理指導短期宿泊事業に係る利用者負担金としまして増額補正をしております。以上でございます。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） 説明の前に、昨日の決算のときに指摘のありましたウエルストークの利用状況、それから公立豊岡病院組合の分賦金の根拠ということで資料を配付しております。ご査収いただきますようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

１３６ページをごらんください。１枠目の一番下になります。７万４，０００円ですが、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）に対する繰出金になっています。

次に、１４２ページをお願いします。一番下の枠になります。１万８，０００円ですが、健康診査事業の精算に伴う国庫補助金の返納金になります。

次に、１４４ページをごらんください。一番上の枠、４７万１，０００円、これにつきましても、母子保健事業の精算に伴う国庫補助金の返納金になります。

その下の枠、６万４，０００円ですが、診療所事

業特別会計に対する繰出金になります。

歳出のほうは以上です。

続きまして、歳入で、１２２ページをごらんください。真ん中の枠の一番上になります。国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金３３９万７，０００円は、平成３０年度の決算剰余金を一般会計に繰り入れるものでございます。

その３つ下の枠になります。診療所事業特別会計繰入金２，０１９万９，０００円も、平成３０年度の決算剰余金を繰り入れるものでございます。

続きまして、１１１ページをお願いします。債務負担の関係です。１１１ページ、債務負担行為の補正ですけれども、上から３番目の枠になります。総合健康ゾーン整備運営事業関係で３３８万５，０００円、これについては消費税の変更に伴う補正を行っているものです。

健康福祉部は以上です。

○分科会長（竹中 理） 教育委員会、永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） １２６ページをごらんください。１２６ページの下から２つ目の枠の中の基金管理費です。２つ目の奨学基金積立金になります。こちらのほうは、また歳入のほうで説明しますけれども、個人の方の寄附１０万円と水道事業繰入金の９０万円を受けまして、基金積み立てするものでございます。

次に、１４０ページをごらんください。１４０ページの下から２つ目の枠のずっと下のほうの部分になります。保育所管理費の事業用備品の４９０万円余りの減額でございます。こちら、６月で議案で提出しておりました教育情報機器の入札による残を減額するものでございます。

次に、１６０ページでございます。中ほどの小学校管理費になります。投資委託料から土地借り上げ料、土地の購入費、それから事業備品とございますけれども、委託料につきましては、当初これはブロック塀等の対策工事の実施設計監理業務を委託予定しておったわけですが、建築住宅課の職員で行うことになりましたことによる減額ということですので。

それから、土地借り上げ料の82万5,000円につきましては、資母小学校の用地の購入を進めておりましたですけども、地権者との話が折り合いませんでした、引き続き借地を計上するというようなことにしております。

それから、次の土地購入費、こちらは出石の弘道小学校の土地の中に、水路が個人の方の用地の土地に入っておりましたもので、つけかえを検討しますと700万円余りの見積もりが出てきましたので、この土地を購入させていただいて、引き続き使用するものでございます。

事業用備品につきましては、教育用情報機器の減額になります。

それから、次の中学校管理費の部分でございます。下の枠のほうですけども、委託料と整備費で合計で740万円ですけども、来年の4月に豊岡北中学校に肢体不自由、手足の不自由な生徒さんが入られるということで、それに伴います手すりでありますとかスロープ、トイレのドアをスライド式に変更するような工事の部分になります。

事業用備品は、教育用情報機器の減額でございます。

それから、162ページになります。上段のほうの枠の幼稚園施設の管理費でございます。修繕料の140万円ですけども、今年度の前半の中で、エアコンの故障でありますとかトイレの改修というような当初想定できなかったような修繕が大きくなりまして、後半の修繕が不足する事態が発生しましたので、今回補正をさせていただくものでございます。

事業用備品は、教育用情報機器の減額になっていきます。

それから、164ページをごらんください。一番上の埋蔵文化財の発掘調査事業になります。こちらは宅地分譲事業に伴います埋蔵文化財を発掘する予算を当初で組んでおりましたですけども、今回事業費が確定することによりまして、増額をしております。

次に、歳入になります。

122ページをごらんください。122ページで

す。こちらは基金積み立てに対応しますものになります。一番上の奨学基金の寄附金です。こちら竹野の個人の方から10万円の寄附をいただいております。それから、設備整備寄附金につきましては、但東の事業者の方から中学校の楽器購入に対する寄附を50万円いただいております。

それから、中段の繰入金の一番下になりますけども、水道事業会計繰入金につきましては、今回の議案にもあります水道事業の決算剰余金の90万円を繰り入れするものでございます。

次に、124ページになります。歳出でも説明しておりますが、真ん中の雑入の事業者負担金です。歳出に対応します調査の負担金を事業者のほうから雑入として受け入れるというようなことになっています。以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 160ページ、歳出の部を説明いたします。

160ページの一番下の枠の中ほどになります。が、学校運営事業費、クラブ活動備品50万円計上、増額しておりますが、これは楽器購入の寄附を受けましたので、ここに計上させていただいております。

続きまして、111ページ、債務負担行為の補正を説明いたします。通学バス運行管理業務で、9,192万円計上しておりますけども、これは城崎、竹野中、福住、合橋の4地区のスクールバスの契約終了に伴い、新たに委託をするものとして上げさせていただいております。以上です。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、140ページ、中ほどをごらんいただきたいと思います。児童保育運営事業費でございます。10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴いまして、許可外保育施設等の利用料を給付する子育てのための施設等利用給付が創設されますため、その施設等の利用料を給付するものでございます。負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。

次に、歳入でございます。118ページ、一番上

をごらんいただきたいと思います。放課後児童クラブの使用料でございます。こちらのほうは、放課後児童クラブにつきましては今回の無償化の対象ではございませんけれども、無償で保育所、認定こども園等を利用する4歳児、5歳児との均衡を保つために、放課後児童クラブを利用している幼稚園児についても使用料を無償化しようとするものでございます。

それから、その下の3つ目の枠でございます。3つ目の枠の3行目、子育てのための施設等利用給付交付金、こちらは歳出で説明しました施設等利用給付に對します国の負担分でございます。

それから、120ページ、上から4行目になります。子育てのための施設等利用給付費負担金、こちらが県の負担分となります。

それから、124ページ、2つ目の枠の3行目、4行目をお願いしたいと思います。保育所給付費負担金、それから認定こども園給食費負担金でございます。幼児教育・保育の無償化に伴います給食副食費でございます。徴収額につきましては、1号認定の子供の副食費については現行どおり月額3,400円、2号認定の子供の副食費につきましては、これまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯がございまして、額の設定に当たっては月額4,500円を目安にするよう国から助言がございましたので、2号認定子供につきましては、4,500円で徴収したいと考えております。当初予算では、2号認定子供も1号認定子供の副食費と同額で単価で見込んでおりましたので、今回国から示されました副食費の額をもとに算定しまして、その差額のほうを補正しようとするものでございます。

次に、債務負担でございます。111ページ、債務負担行為補正の一番下をごらんいただきたいと思います。認定こども園通園バス運行管理委託業務でございます。こちらのほうは、港認定こども園と、それから竹野認定こども園に係ります通園バスの運行管理委託業務について、今年度でこちらのほうが契約が終了しますので、2020年度から3年間、

その契約する上限を設定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（竹中 理） これで全部ですね。

説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） スポーツ振興課の、何ページだったっけ、体育館、何ページだった。（「165」と呼ぶ者あり）体育施設の投資委託料が計上されてるんですけども、体育館等に関係する計画がまとまって、これから市民説明会に提案して、公共施設の再編計画含めてしていく時期にありながら、少し早くかかるような気がするんだけど、そのあたりの、これに、要するに計上した時期の選び方というか、それについてはどのように考えておるか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 今ありましたように、案の段階でということなんですけども、その中でも先ほど説明しましたように、早急な対応が必要な部分と、それから有利な財源を確保するというふうなところで、今回この時期に提案をさせていただきました。

先ほど説明しましたように、出石につきましても、今回実施設計をしたものが来年8月のB&Gの団体への助成申請で、実際に採択されれば2021年、再来年の工事というふうなことになります。これが1年ずれると、またもう1年ずれていくというふうなことで、早急に対応が必要だというふうな判断をしております。

それから、スポーツ振興くじにつきましても、昨年出石の野球場の補助をもらいました。ことしは神美台のスポーツ公園のLED化の補助をいただいております。来年度も引き続き、間をあけずにそういうふうな助成金をもらうためというようなこともあって、今回こうのとりスタジアムのLED化について実施設計をして、これも年末に申請の時期が来ますので、今回急遽充てさせていただいたというふうなことでございます。以上です。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 事情よくわかって聞いとりますんで、そうだろうと思うんですけども、ただ、市民の皆さんに説明するときに、計画を出しながら、これとこれとこれは既にもう、要するに維持が前提で進めてますよという説明せんなんで、そこら辺っらいなと思ってるのが一つ。

それから、総合体育館の改修の、今後財源のところで公共施設何とか事業債のことを説明されたと思うんですけども、そのうちのその起債の長寿命化に関係する部分だったら、交付税算入率は非常に低いと思うんですけども、何を、どの事業を考えておられるのか、もしわかれれば。

○分科会長（竹中 理） はい。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 先ほど説明しましたように、総合体育館につきましては、今回の体育施設の個別計画の中でも最重要課題というようにことを想定をしております、今後についても、大規模改修にするにしても大きな額がかかるという中で、公共施設等の適正化管理推進事業債、これの集約化、複合化事業を進めていきたいというふうに思ってます。それは、集約化につきましては充当率が90%の、交付税の措置率が50%の財源になりますので、先ほど説明しましたように市民体育館が60年を超えてるということで、総合体育館と市民体育館とを総量縮減、集約化をするという方向で、この起債を目標にしたいというふうに思っております。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） わかりました。総合体育館、同じ地域の中の2つの体育館を統合するという意味でいえば、集約化のほうを使えると思うし、使っていただいたほうがいいと思います。それは賛成です。わかりました。

○分科会長（竹中 理） ほかにございませんか。
青山委員。

○委員（青山 憲司） 済みません。1点だけちょっとお尋ねします。

136ページで、行旅病人死亡人取扱事務費が計

上されてるんですけども、先ほど聞きましたら、今年度3件ですか、これ1件当たり30万円程度というふうに見てよろしいのでしょうか。

○分科会長（竹中 理） 答弁願います。

原田課長。

○社会福祉課長（原田 政彦） 1件当たりが、それぞれ金額はまちまちでして、1人は5万6,000円ほど、2人目が35万円ほど、3人目が2万円程度ということで、金額に差がありますのは、これは先ほど2人目が35万円と申し上げましたけども、これは、豊病で診断を受けるのに診察をしますので25万ほどかかっているということから、お二人目につきましては、ちょっと金額が大きいということで。以上です。

○分科会長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） この行旅病人死亡人の取り扱いなんですけども、これは例えば住所がわからないとか、あるいは豊岡市内で不幸にして亡くなられた方だというふうに理解するんですけども、例えば亡くなられた方の身元の調査なんかはどの辺までされてるんでしょうかね、今。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課参事（小野 弘順） この行旅死亡人の取り扱いなんですけど、まず一つはさっき青山委員さんが言われましたように、身元不明の行旅死亡人の方。最近多いのは葬儀執行者がいない方、身元ははっきりしとるんですけど、親族の方がもう葬儀執行できないということで拒否されて、葬儀執行者のいない方もこの死亡人の対象となりますので、今回そういったケースも、これまで、ことし対応したケースの中で1ケースほどありました。

先ほどもう一つ、豊岡病院の診察代がかかったというケースなんですけど、これは、とある市営住宅で飛びおり自殺の方がありまして、その方も身元わかったんですけど、結局葬儀執行をしてもらえる親族がなかったということで、市長が代理で葬儀執行したケースなんですけど、その方、既に死亡しとられたんですけど、救急車をもう要請をしておられて、結局豊岡病院まで搬送されて、豊岡病院の医療費が

かかったということでこちら市のほうに請求があって、それが行旅死亡人のほうで医療費が対応できるということで、今回支出をしたものでございます。以上です。

○分科会長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今ちょっとお聞きしたのは、そういう身元の、身元っていうのが判明しても引き取り手がない、親族がわかっても。そういうケースが最近ちょこちょこ見受けられよるんで、やっぱり身元がわかれば、親族に引き取っていただいてだぴに付してもらおうというのが本来の姿ではないかなというふうに思いますんで、そのあたりの対応策についてぜひ検討を、検討なり対応状況を、これは市だけではひょっとしたら無理じゃないかと思うんですけど、国や県のほうにも、そういうことが多く発生していることについて何らかの対応を、これはお願いをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いまして、ちょっとお尋ねしたんです。

今の補正が予定されているのは今回のこの3件についてで、ことしもう既に何件か発生はしてるんでしょうかね。通常、年度の当初予算で何ぼか見ておられるのか、そのあたりもうちょっと含めて。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課参事（小野 弘順） この行旅死亡人の件につきましては、本当に年によって何件あるかというのがはっきりしておりませんでして、去年はここまでなかったんですけど、ことしは本当に上半期で3件ありまして、でまた、この間、9月も1件起きたところでございます。その方につきましても、グループホーム施設に入っておられて、親族もあったんですけど、結局親族の方も、ケースワーカーから親族の方に要請をしたんですけど、結局関係性が悪いということで断りを受けて、市長のほうが執行者ということで対応させてもらいました。

この方について、亡くなられたら、遺留金がありましたらまず遺留金を充てていただいて、葬儀が対応できれば市のほうが関与することは必要ないんですけど、遺留金がない方については、遺留金がなく葬儀執行してもらえない、親族がない場合につ

いては、市のほうで対応しなければならないということでございまして、こちらのほうもケースワーカー通じていろいろと要請はしとるんですけど、なかなかその辺が対応していただける方がない場合は、どうしても市が対応しなければならないというような状況が生まれているような現状でございます。以上です。

○分科会長（竹中 理） ほかにございませんか。
上田委員。

○委員（上田 伴子） 160ページなんですけれども、先ほど学校施設の管理のところ、今度、北中に手足の不自由なお子さんが入ってこられるから、その設備を改修するということでの案件だったと思うんですが、これはどこを、どういうところ辺を改修されるんでしょうか。

○分科会長（竹中 理） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 具体的には、トイレの、今現状ドアになっておりますので、車椅子の方が入ろうとしますと、ドアにしますと入れても閉めれないことがありますので、そこを引き戸に直しますとか、あと、階段の手すりを設置するということとか、技術棟に向けてスロープを1カ所設置する、それから特別支援教室に小上がりでありますとか、引き戸のノブを設置するというようなこと、そういったような工事になります。

○分科会長（竹中 理） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 階段に手すりとか言われたけど、エレベーターとかは別に必要はないということですね。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○教育総務課参事（宇川 義和） エレベーターにつきましては、給食搬入用のエレベーターがありますので、いざというときにはそちらを使うということも考えております。

○分科会長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） でも、学校にこれから入ってこられるんですね。いろいろとふぐあいは出てくると思いますので、ぜひフォローをしていただきますようお願いしておきます。

○分科会長（竹中 理） 井上委員。

○委員（井上 正治） 常任委員会も皆さんご出席はこれが最後だと思いますので、最後、発言させていただきたいと思います。

スポーツ振興課にお尋ねしたいんですけども、神鍋高原マラソンがいろいろ取り沙汰されてるんですけども、債務負担行為の中で、昨年度はこの議会に債務負担行為が上がっておりました。実は今議会には債務負担行為が上がっておりません。いろいろ議論されてることはお聞きしてるんですけども、こういう経過になっているのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 今ありました神鍋高原マラソンにつきましては、昨年度9月に債務負担行為を提案をさせていただいております。

一般質問でもご質問があって回答させていただいておりますけども、今、来年度の大会について見直しの議論を進めております。大会自体、毎年実際に動くのは、1月の実行委員会からその年度の大会についてはスタートをするということで、今どういうふうな形になるかということの議論をしてる最中ですので、最悪、12月の議会の債務負担行為でも大会には影響はないというような判断をして、今回債務負担行為の提案をしておりません。

○分科会長（竹中 理） 井上委員。

○委員（井上 正治） 前向きに捉えていただきたいと思います。以上です。

○分科会長（竹中 理） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第99号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、一気に説明をお願いします。

説明は、歳出、続いて所管に係る歳入、債務負担行為の順でお願いします。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、健康福祉部、社会福祉課から説明をお願いします。

これだけですか。

○社会福祉課長（原田 政彦） これだけです。

○分科会長（竹中 理） 済みません。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、第99号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

本日配付しております資料に基づいてご説明をさせていただきます。

この本補正につきましては、県が行います強度行動障害地域生活支援事業の実施に伴いまして、市は事業費の4分の1の負担を求められるために、今回歳入歳出予算の補正ということで413万3,000円、それから、債務負担行為の補正ということで76万円の補正をするものでございます。

それでは、資料に基づきまして、強度行動障害地域生活支援事業のその概要と補正予算額と、この時期に追加補正が必要となった理由につきまして説明をさせていただきます。

まず、この強度行動障害者とはということではございますけれども、この強度行動障害とは、自分の体をたたいたりとか、食べられないものを口に入れたりとか、危険につながる飛び出しをしてしまったりとか、他人をたたいたりとか、物を壊すとか、大泣きをするとか、自傷、他害の激しい人という、そういう状態像でございます。

実施主体は兵庫県ということで、先ほど申し上げましたように、市は4分の1の経費の負担を求められるものでございます。

事業概要でございます。緊急に支援が必要と認められる強度行動障害者の行動障害を低減するため、専門知識を有する事業所において約3から6カ月間、強度行動障害者に対して集中支援を行い、その後の安定した生活が送れるようにするものでございます。

実施時期でございますが、県の受け入れ開始時期が本年の11月となっております。

市町への申請及び県への推薦締め切りにつきましては9月の6日ということでございます。このたび手をつなぐ育成会を通じまして2名の申請が8月の28日に市に提出されました。9月の6日の日に市から県へ推薦をしております。

定員につきましては、本年度は4名ということで、1クール目が11月から1月の3カ月間の2名、2クール目が2月から4月の3カ月間の2名ということで、6カ月までの延長ありというふうになっております。

具体的な支援内容につきましては、集中支援と地域支援がございます。集中支援につきましては、専門の支援者が24時間マンツーマン体制で支援を行うものでございます。地域支援につきましては、その障害者が地域に戻った際に安心して暮らすことができるようにということで、障害者が利用する事業所の支援員がこの集中支援に1カ月間程度参加して、障害特性とか支援方法を学ぶものでございます。

効果としては、そこに書いてあるとおり4点程度上げておりますが、障害が低減されて、長期的に見ますと市の給付費の負担が少なくなるというふうに言われております。

事業の流れはそこに書いておりますように、市のほうへ、家族であるとか相談支援専門員のほうから申請が上がってきて、それを県の集中支援実施協議会のほうに推薦を行います。この集中支援実施協議会において支援対象者が決定され、高砂市にありすあかりの家というところで集中支援が行われるという、そういう流れになっております。

続きまして、2ページをごらんください。まず、

スケジュール表でございますけれども、繰り返しのなりますが、9月の6日に申請が締め切りをされた。10月の1日に県において集中支援実施協議会が設立をされます。10月の23日に県の協議会にて支援対象者が決定されて、第1回目の支援者が2名、ここで決まるということになっております。11月から1月の3カ月間の集中支援が基本でございますけれども、どうしても強度障害の激しい方の場合は3カ月で終わらない場合がありますので、延長ということで、3カ月間延長という場合もあります。その場合には、11月から4月、あるいは11月から2月、11月から3月まで、それぞれ延長が行われる予定になっております。第2回目は2月から開始ということで、これも同じように3カ月から6カ月ということで、3カ月の延長がありということでございます。

6番の費用負担でございますけれども、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。市の負担額につきましては、1人当たり約131万円ということで、その表に落とし込んでおりでございます。

続きまして、3ページでございます。今回の補正の考え方としましては、1クール目の11月から2名の方が事業をスタートさせるということで、4月までの6カ月間の支援を想定して予算要求をしております。このことから、11月から3月の5カ月分の歳入歳出の補正と、4月分の1カ月分を債務負担行為で補正をするものでございます。

まず①の歳入歳出予算の補正でございます。そこに項目が書いてあるとおりでございますけれども、合計で826万4,083円かかりますが、市の負担分は4分の1ですので、1人当たり206万6,021円です。これが2名分ということで413万2,042円で、今回の歳出補正、歳入補正とも413万3,000円ということで補正を行うものでございます。

それから、2つ目の債務負担行為の補正でございます。これは4月分の1カ月分だけでございますけれども、これは市の負担分として37万9,688

円で、2名分で75万9,336円、限度額76万円を補正するものでございます。

続きまして、申請のありました申請者の状況を簡単に説明をさせていただきます。

2名の申請で、1名が男性の方、高度障害の状態像としましては、重度の自閉症及び知的障害のために、理解力、コミュニケーション能力は極めて低いと。わずかな音に対して過敏に反応し不穏となる。言動のコントロールができずに、頻繁に大声、奇声、自分の服を破ったり、物を破壊したりするというような状態でございます。

続きまして、2人目の女性の方でございます。この方の状態像は、中度の知的障害で自閉症スペクトラムをお持ちです。てんかんがあって、気分には波があって、施設では突然キレたりとか大声を出し、職員に殴りかかる、髪の毛を引っ張る、服を引っ張る、それから腹部を蹴るなどの行為が見られる方でございます。

こういうことから、はばたけのほうに、どういう状態かというのは書面ではわかりましたけども、具体的に聞き取りに行きました。実は支援員の方はほとんど困り果てていると、非常に疲弊しているので、何とか見通しが立てたらと思いがあっても、全く見通しが立たないような状況で、今回の申請はわらをもつかむ思いで申請をしたんだと、何とか助けてほしいというような声を聞いたところでございます。

経緯でございます。3月の15日に担当課長会議にて今回のこの事業の概略説明がございました。その1カ月後の4月15日に県・市町の懇話会にて概略説明がございました。6月の27日に、市町の職員と、あと民間の相談支援事業所の専門員を対象にした本事業の市町職員等の説明会がありまして、相談支援事業者に対しても説明会にて周知がされたところでございます。

なお、この説明会には、社会福祉課の職員と社会福祉協議会の職員が出席をしております。

7月の8日に県から市に集中支援対象者を推進照会するよう通知がありました。本来であれば、市

として本事業の取り組みについて、この段階で判断した上で市として事業所に通知をしたいところでしたが、本市の対応が後手となり、8月の28日に2件の申請書が提出されたところでございます。

この時期に補正が必要となった理由につきましては、先ほど支援対象者の状況を説明させていただいたとおり、わらをもつかむ思いで申請されていることから、支援が必要と判断できることと、あと、県のほうが支援対象者を決定するための集中支援実施協議会というものが10月に開催されて、支援が11月から開始されることから、まだ、その2件が申請が採択されるかどうかわかりませんが、それまでに予算措置をしておくべきと判断したため、この時期になったものでございます。本来なら、県から通知があった時点で速やかに対応すべきであったというふうに深く反省をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 原田課長にそんだけ熱く語られたら、賛成せざるを得ないと思うんだけど、手続の関係でちょっと、県の要綱が10月1日に執行予定なんだけど、事前に9月6日に申請っていうのはできるのかどうかというのが一つと、それから、県の予算措置はいつになるんだと、要するに県の予算さえあったら受け入れは可能だと思うんで、特に約束だけしとけば、市が補正予算今しなくても後でもええというふうに思うんだけど、そこら辺はどうですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） まず1点目の県の要綱は、まだ9月5日時点で未策定ということで、10月の1日の執行でございますけども、我々もこの部分は非常に気になったところでございますけども、県いわくでは問題ないということで、事業のほうはもう先行してするんだというふうに。はい。ほんで、予算のほうはもう当初予算のほうで計上し

ているということを聞いておりまして、そんな状況の中で我々市町のほうに説明がありましたので、ちょっとこんな事態に陥ったということでございます。以上です。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 予算があるんだったら、予算があるんだったら市があえて予算化しなくても、受け入れさえしてくれたらそれでいけると思うんだけどね。約束、そのために予算措置をせんなんっていうような条件が付されているかどうか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 県のほうは予算措置されてますが、市のほうが予算措置ない中で、申請が出て推薦をして、そこで決定されてしまうと、結局議会のほうにも説明してない中でそのようなことが起こるというのはいかななものかということから、今回この9月補正をさせていただいたというふうな経緯がございます。4分の1の負担が。

県のほうの担当者の見解としては、市町の予算措置については、この事業が完了した、3カ月で完了しますので、通常でいえば。2月になったら市のほうに負担金を求めるので、それまでに補正対応していただければというようなことをおっしゃったことから、担当もそういう思いで、12月補正でいいというふうな解釈をしたようでございますけれども、ただ、今言ったように、受け付けをして県のほうに送る以上は、そこは責任持ってやっぱり議会の議決が必要だということで、このようにさせていただきました。以上です。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 負担金だから、流用か充用すれば問題ないんだから、制度的には。ただ、それをちゃんと議会に説明して、議会に説明せんなんという思いで補正予算してもらったものですが、それはそれで評価するんだ、評価するけども、手続的には説明をして、負担金を流用か充用すれば、それで十分予算的にはできるし、審査はできると思います。以上で。いや、いいです。

○分科会長（竹中 理） いいですね。

○委員（松井 正志） はい。

○分科会長（竹中 理） ほかに何かありませんか。
上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） あんまり知識がないんですけども、例えば、ここ高砂市のあかりの家っていうところが受けておられるということが資料にあるんですけども、ほかにあるんですか。

○分科会長（竹中 理） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 済みません、ちょっと私も知識不足といいますか、勉強不足でして、県下ではこのあかりの家、ここでは多彩な事業展開をされてるということと、この強度行動障害の改善とか地域移行に積極的に取り組んできた支援者がいらっしゃって、非常に高いスキルをお持ちだということで、県のほうがこちらのほうに入所をさせるということになってるようでございます。ちょっと答えになってるかどうかわかりませんが、以上です。

○分科会長（竹中 理） 上田委員。

○委員（上田 伴子） こういう方を在宅とか施設で抱えておられるケースはもっともっとあるのかなと思いますので、ぜひそこら辺の事業展開を、大変でしょうが、よろしくお願いします。

○分科会長（竹中 理） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） ご異議なしと認めます。
よって第99号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で審査のほうを終了します。

ここで、当局職員の皆さんは退席していただいて結構ですが、報告事項の関係部署は、引き続き同席をお願いします。お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。

午前 11 時 48 分 分科会休憩

午前 11 時 50 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

済みません。12 時を間近ですけれども、説明の内容によりまして 12 時を若干超えると思います。ご了解をいただきます。

それでは、報告事項について、2 番の報告事項につきまして、教育委員会、こども育成課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

どうぞ。

○こども育成課参事（富岡 隆） 本日、お手元のほうに 3 種類の資料をお届けさせていただいております。1 つが、答申の分厚いものと、この答申を抜粋させていただきました概要版ということで、A3 の裏表 1 枚物、本日はこれに従いまして説明をさせていただきますと思っています。それから、3 枚目が今後の計画策定のスケジュールを A4、1 枚でまとめておりますので、こちらのほうを配付させていただいております。

それでは、概要版に従いまして説明をさせていただきます。開いていただきまして、こちらのほうが 1 枚目になります。「はじめに」というところですが、今回、あり方計画を策定しようとした背景ですけれども、市を取り巻く状況としまして 4 項目上げさせていただいております。

一つが、急激な少子化が進んでいるんですけれども、女性の就業率の上昇など、保育ニーズが急増ってきていて、待機児童がなかなか解消できない、そういう状況があるということと、そういう状況にもかかわらず、幼児教育・保育の無償化が 10 月から始まりまして、保育ニーズがますます高まるのではないかということで、今までより環境が大きく変化してきているという認識がございます。

一方、推計をさせていただいたところ、今後も急激な少子化が進む見込みでありまして、一定数の園児集団の確保ができないことによる教育保育の質の低下が懸念されるということで、具体的には、今、

幼稚園でも 1 クラス 1 桁の園児数の園がたくさんふえてきているんですけれども、地域によってはこういう状況がもっと進んでいって、少ない子供の中で子供が育つという、そういう懸念が出てくるということでございます。また、園児数のさらなる減少によりまして、園の運営が著しく非効率なものになるのではないかという課題を認識したというところでございます。

具体的には、現在、保育士確保推進事業を頑張っているんですけれども、なかなかフルタイムで保育士になろうという方が少ない中、少人数で、例えば 0 歳児の子は、子供 3 人に対して 1 人保育士の先生が必要なんです、0 歳児が 3 人、違う施設にいたらそれぞれ 3 人先生が必要になる。これを一つに集約できれば 1 人の先生でいける。そうすると、2 人の先生がほかの学年の子見ていただけると、もっと子供が預かれるというような、そういったことも意識しているところでございます。

また、大規模改修等の必要な園が増加する中で、公立も 19 園ありますが、それぞれ 30 年、40 年たっている建物がありまして、大規模修繕をしていく中で、園児数の多寡によって効率性のことを議論しないといけないというようなことがあります。

最後のところなんですけれども、園児数の急激な減少につきましては、私立園の経営基盤を大きく損なうという懸念もございまして、給付費が園児の預かる人数によって決まってくるので、私立園の経営についても今後は大きく損なうことになるような、そういう子供の数の推計結果となりました。

こういった状況の中で計画を策定するに当たりまして、子供の保護者、それから子ども・子育ての支援に関する事業の従事者、学識経験者で構成された、条例で設置しております豊岡市子ども・子育て会議に、昨年の 11 月 7 日諮問をさせていただきまして、今月 13 日に答申をいただいたというところでございます。

推計結果につきまして、簡単に説明させていただきます。豊岡市の状況と今後で、0 から 14 歳児と書かせていただいておりますが、こちら中学生以下

の人口です。だんだん右肩下がりになってきておりまして、このようになっております。原因としましては、25歳から39歳の女性の方が、最近、実績的にどんどん減ってきていて、こういう方が同じような率で推移した場合、出生数がこれだけ減ってきますということになっています。

それから、右のページに入りまして、就学前施設の利用者数の推計です。こちらは、年度末で一番受け入れが多い時期の推計としております。こちらのほうも子供の数が減っていくという推計結果の中で、合計としては右肩下がりになるんですけども、下から3つ目のところが、0歳児、1歳児、2歳児となります。こちらのほうは、2024年ぐらいまでは横ばい、もしくはちょっとふえているということで、やはりニーズが高まってきているというところを推計で反映させているところでございます。一方、上から3つのところは、1号認定といいまして、幼稚園児、それから認定こども園の1号認定ということで、短時間児になります。こちらのほうは現在でもニーズが減ってきている中ですので、次第に少なくなっていくというふうな推計結果となりました。したがって、当面、2024年ぐらいまでは現在と同じような待機児童の状況ぐらいな申し込みがあるんだろうという推計になりますが、そこから以降はだんだん子供の数が減っていくことによりまして、現在の施設でもそんなに待機児童心配しなくてもいいような時期が来るのではないかとということで、当面の状況としましては、受け皿をふやしたいということなんですけども、将来のことを見ますと、受け皿をふやし過ぎると、各私立園、公立も含めて、経営に支障が出てくるというところで大変難しい課題だったんですけども、それらを今回答申の中で整理していただいているところでございます。今、言いましたことは、四角の中でちょっと言葉で書いておりますので、またご確認ください。

それから、放課後児童クラブの利用者の推計のほうです。こちらは、毎年夏休み後になりますと退所が出てきますので、一番人数が多いところの5月1日時点で推計のほうしております。こちらのほうも

ニーズがふえてきておりますので、点線で囲ってあります2024年ぐらいまでは1,400人を超える人数を見込んでおりまして、とても受け入れが厳しいという状況ですが、そこからは少しずつ子供の数が少なくなってきたり落ちていくというようなことになります。

人口推計・ニーズ量推計から見た将来の見通しですが、0から5歳児、就学前の人口は、2019年度を100とした場合、9年後といえますか、推計、2018年度にしたもので、約10年先の2028年度は76、2038年度は62というふうになる見込みでございます。2号、3号のニーズ量、こちらは保育園、認定こども園の長時間児となりますが、2019年度の見込みとしては2,264人で、0から5歳児の65%と推計しておりますが、5年後の2024年には2,178人で73%の見込んでおります。1号ニーズ、幼稚園、認定こども園短時間児は、2019年度は442人で、3から5歳児の24%を見込んでいます。5年後の2024年度は305人で20%という見込みになっております。

計画策定までの手順ですけれども、今後答申をいただきましたので、来月の市民懇談会で市民の方のご意見をお聞きしたり関係法人との協議を重ねながら、市の財政状況も注視して計画案を作成していきたいと考えています。計画案を作成後、パブリックコメント等を通じてご意見を伺って、年度末を目途に計画を策定する予定としております。

答申の内容ですけれども、裏面になります。幼児教育・保育のほうですけれども、答申のほうの目指すべき将来像としましては、とにかく同年代の子供同士のかかわりの中でともに遊んで育ち合いながら学び合うことのできる環境を整備したいということで、基本方向としまして、適正な子供の集団、現在の幼保のあり方計画で定めております4、5歳児1クラス15から30人を確保できる環境を整備していきたいという、ここが主題となっております。また、保護者の就労状況によりますと、幼稚園、保育園と分かれるということは子供の数を分散する

ことになりますので、ここに書いてあることは、認定こども園を促進するというようなことでございます。また、どの園に行かれても同じ育ちを保証するという体制を、スタンダードカリキュラムに基づいて徹底して行っていくということになっております。基本方向を実現するための方策としまして、幼稚園の再編と統合、そして認定こども園に移行するということです。あわせて、1号の3歳児、いわゆる幼稚園の3年教育を進めたらどうかという答申になっています。

また、子供の数に合わせるように統合を進めるとなると、各小学校区に1園配置するということとはなかなか困難な時代になりますので、公立園も含めて園区を撤廃し、保護者の希望に応じた園を選ぶように進めるべきだという答申になっています。それらと関連をして、現在、幼稚園のほうは小学生の集団登校ですとか、距離の遠い子はバスとかで送迎をしているところですけども、保護者送迎を原則とするような考え方で通園のあり方も検討されたらどうかという答申になっております。

それから、この後、再編の内容を説明しますが、なかなかすぐにできませんので、1の一番最後にあります当面の対応策として、小規模保育事業をさらに推進をして、0から2歳児の受け入れ枠を拡充すべきではないかという答申。それから、公平性の課題は残りますけども、既存の認定こども園においても1号認定の3歳児の受け入れ枠を拡充をして、無償化に伴いまして、子供を預けるために親御さんが働くという選択をされるということも想定されますが、預けるために働くというのはやっぱりちょっと本末転倒ですので、在宅で子育てをやっていくという方の選択を、それはもちろん尊重させてもらいながら、そうはいっても、少子化の中で3歳児から集団行動を、集団生活を送らせてやるのがいいんじゃないかということで、現時点でできる対応をしたらどうかという答申をいただいております。

それから、幼稚園が残っている間は待機児童の解消対策に向けた利用の促進ができないかという、そういう提案もいただいております。それから、保育

士が不足している中で、都市部と同じように一時金を充実させるなど緊急確保対策は考えられないかという、そういう答申をいただいているところではございます。

2番目が放課後児童の育成のあり方ですが、具体的に言いますと放課後児童クラブとなります。将来像は、安全・安心な居場所を確保するということと、異年齢の子供の集団の活動を充実させるということでございます。これらを実現する方策としまして、小学校と地域と連携した活動の充実、それから小学校施設、余裕教室の活用と再編後の旧幼稚園舎を活用して、放課後児童クラブの専用施設を確保することを答申をいただいております。

具体的な就学前施設の再編のやつは右のほうになっております。一番下に書いておりますが、現在、認可園が、小規模保育所を除きまして35園、森本へき地保育園も入れて35園ですが、それを23園にという再編案になっております。活字のほうですけども、冒頭の四角で囲っているところですけども、この答申案の再編につきましては、各地域や各小学校における子供数の見込みの推移ですとか通園距離も考慮して再編案を検討していただいております。先ほど申しましたように、園区を撤廃し、いずれの園にも通園可を基本方向とするものの、小学校就学前に当たり4、5歳児のグループ化、できれば友達関係をつくって小学校に就学したいという保護者の希望も考慮しながら、緩やかな通園区の設定をしたらどうかということでございます。就学前施設の再編後、旧幼稚園舎等を放課後児童クラブの専用施設として活用ということになっております。

就学前施設の再編案のほうですが、こちらは再編前と再編後に分けております。再編前のところに、左側のところが園区指定、また、緩やかな園区指定をかけているところ。こうのとりの認定こども園、小規模園につきましては、現在、特に園区は設けず、保護者の自由意思に基づいて選んでいかれてますので、それは再編後も同じ扱いというふうに答申になっております。

現在割り振っております豊岡、田鶴野、三江のと

ころで、4、5歳児になったら優先的に入れてもらえないですかという願いをする園につきましては3園になるということで、めぐみ、ひかり幼稚園につきましては廃園をし、新規の私立認定こども園に移行したらどうかということでございます。豊陵保育園は現状維持、田鶴野幼稚園は廃園をし、4、5歳児になったらおもしろたのしみえこども園のほうに優先入園をお願いしたらどうかということになっております。

八条認定こども園はそのまま現状維持で、3歳児保育室を増築をして受け入れを拡充したらどうかという内容になっております。

五荘小学校、奈佐小学校区域につきましては、五荘奈佐幼稚園を私立の認定こども園に移行し、その他の園は現状維持でという答申になっております。

新田、中筋、神美の小学校区につきましては、3つの幼稚園を1つの私立の認定こども園に移行し、アートチャイルドこうのとり保育園のほうは現状維持という答申になっております。

港地区、城崎地区につきましては現状維持ですが、それぞれ将来的に子供の数が少なくなってくるといふ推計のもと、将来的に統合を検討したらどうかということで、点線が入っております。

竹野地域につきましては、森本へき地保育園を廃園し、竹野認定こども園1園で対応するという答申になっております。

府中小学校、八代小学校区につきましては、こくふこども園と八代保育園を統合し、一つの認定こども園に移行したらどうかという答申になっております。

日高小学校、静修小学校区につきましては、日高幼稚園と蓼川保育園を統合して、蓼川保育園を私立認定こども園に移行したらどうかということの答申になっております。静修保育園につきましても、将来的に子供の数が少なくなるといふ推計結果のもと、将来的に統合を検討したらどうかという内容になっております。

三方小学校、清滝小学校区につきましても、現状維持ですけれども将来的に2つの認定こども園を

統合を検討したらどうかというふうな答申案になっております。

出石地域につきましては、弘道小学校、福住小学校、寺坂小学校区の3つの幼稚園と出石愛育園を一つにして、出石愛育園を改築して私立認定こども園に移行したらどうかという、そういう答申になっております。

小坂小学校、小野小学校区は現状維持。

但東地域につきましては、3つの認定こども園を合橋認定こども園に一本に統合したらどうか、という答申案になっております。

これらを受けまして、それぞれの関連する私立園と協議し、また、市民懇談会での話も聞きながら、市として計画案をまとめていきたいと考えているところであります。

答申案のほうの答申書のほうの34ページをごらんください。こちらのほうが子ども・子育て会議の委員の方の名簿になっております。子ども・子育て会議の中で集中してこれを議論していただくためにあり方検討部会を設置していただいております。そちらの部会のメンバーの方が36ページとなっております。答申の検討経過が37ページになっておりますので、ごらんください。今言いましたことはかいつまんだ話でありますので、それぞれ詳細につきましては答申の内容をご清覧いただきたいと考えております。

最後に、今後の策定スケジュールのほうですけども、冒頭申し上げましたような手順で計画案を策定していきたいと考えております。その中で、上から6つ目になりますが、議長と副議長様のほうとご相談させていただいて、この計画のパブリックコメントを出す前に、一度、全ての議員の皆さんに説明をさせていただいてご意見を伺う機会をいただきたいということで、11月26日に設定していただいているところでございます。パブリックコメントを受けまして、その後、最終の計画案をつくりました段階で、改めてまた議会の議員の皆さんのほうに説明をさせていただいて、意見を伺いながら最後の計画策定にということで、下から4つ目ですけども、

2月下旬にもその機会をいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明のほうは以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

委員会を暫時休憩します。

午後0時10分 委員会休憩

午後0時18分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは、委員会を再開します。

こども育成課の皆さんにつきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、委員会を暫時休憩します。

午後0時19分 委員会休憩

午後0時20分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

それでは、お疲れさまですけれども、3番の閉会中の継続審査の申し出につきまして議題といたします。

別紙1があると思いますけども、お読みください。

それでは、議長に対しまして、委員会重点調査項目を閉会中の継続調査（審査）事項として議長に申し出たいと思いますが、これにつきましてご異議ありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

次に、行政視察報告書につきまして、去る5月15日から17日、行政視察報告書を一応お配りしてるんですけども、1点、ちょっと僕が調べてもわからなかったところがあるんですけど、そののこのにつきましては、向こうの市の方にちょっと情報をいただきまして、もう数字的にはわかりましたので、ただ、その部分の、秋田県男鹿市の年間利用者数とか年間推移というのが質問事項に入ってたんですけども、実際、ネウボラの相談状況と、それから支援数を向こうの市からいただいてまして、平成3

0年が相談数が538件と、それから支援数が984件ということで、そこ、質問とは違うんですけど、ちょっとその辺変えたいなというふうに思います。それしかちょっと人数が、数が上がってこなかったもので、それで了解いただけたらと思います。それ以外に何かありましたら。（「何に使うんでな、これは」と呼ぶ者あり）これは最後に、きょう閉会のときに配るのと、あと、ホームページに載るんですよ。（「広報には使えへんな」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 済みません、ちょっと。（「正副委員長が書きなつたんだから、それこそ全責任をとって。」と呼ぶ者あり）済みません、もういろいろあると思いますけど、ちょっと後で、もしありましたら後で変更してもらって。よろしくお願いします。

じゃあ、それで、行政視察報告書につきまして、あと、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議がありませんので、そのようにしたいと思います。

委員会を暫時休憩します。

午後0時23分 委員会休憩

午後0時23分 分科会再開

○分科会長（竹中 理） 休憩前に引き続き、分科会を再開します。

それでは、分科会意見・要望につきまして、先ほどのような協議いただいた部分と、きのう審査いたしました第87号議案に対する分科会意見・要望について、正副委員長でまとめた案文をお配りをしたいと思います。ちょっとその中身を見ていただいて、おかしいところとか、あと追加、訂正等ありましたらお願いをしたいと思います。（「きのうの」と呼ぶ者あり）はい、きのうの分です、87号議案。

きのうの87号議案の中の部分で、ちょっとこれ読みますか。木山さん、読んだらいいですか。ちょ

っと読みます。赤字のところだけ、ちょっと読みます。一部委員より、認定に反対の立場から、乳幼児等医療助成事業について、3歳未満の乳幼児医療費は県下では本市だけが有料である。安心して子育てができる環境を整えるためにも、子育て世帯を主として市民要望の強い乳幼児医療費の無料化への実施に踏み切るべきである。当初予算にも同趣旨で反対しており、本決算認定議案には反対であるとの意見が出されました。一方、認定に賛成の立場から、医療保険制度は相互扶助の精神に基づく仕組みであるが、現在、子供貧困対策推進会議でワーキンググループを設置し、医療費の助成策の合理性について検討しているところでもある。本案は、市民の日々の暮らしを支える事務事業等、滞りなく適正に執行されており、適切妥当な決算であり、認定すべきであるとの意見が出されたという。

それから、済みません、その次の93号議案で、東霊園の中身で、ちょっと赤字の部分を読みます。

平成23年10月に開設した豊岡市立東霊園は、依然、需要が伸び悩んでいる状況にある。利便性や環境などさらなる魅力のPRや周知を図り、利用拡大に努められたい。また、将来的には霊園の補修、保全等が必要となると見込まれるので、豊岡市立霊園整備基金の設置を契機として、計画的な運営に努められたい。

松井委員。

○委員（松井 正志） いや、利便性があるんかと言われとるんだけど。

○分科会長（竹中 理） 利便性があるかどうかはわからない。そうしたら、これでさせていただきます。

あと、きょうの部分の中の……（「交通事故の」と呼ぶ者あり）ちょっとここで一回、分科会閉会します。

午後0時25分 分科会閉会

午後0時25分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは、委員会を再開します。

次に、報告第15号、専決第8号、第64から66号議案、第71、72、74、75号議案及び第78号議案から第83号議案に対する当委員会の意見、要望として、委員長報告に付すべき内容について協議したいと思います。

それでは、何かありましたら。

土生田委員、ありますか。マイクをどうぞ。

○委員（土生田仁志） 先ほど言いました交通事故の部分、意見として受けとめていただきたいです。以上です。

○委員長（竹中 理） 内容をもう一回。後で、ありますか。いいですか。じゃあ、文章で後でいただきます。

この意見、要望を取りまとめはさせていただくですけれども、委員会を暫時休憩します。

午後0時26分 委員会休憩

午後0時26分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

それでは、取りまとめをしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 私は、植村冒険館の契約議案に当たっては、運営については長期契約であるんで、履行が確実にされるような措置をするって言ったらずいな、見守るというんか、契約履行されるように対策をとるんじゃない、何と言ったらいいんだ。（「状況を説明してもらったらいいんだよな。例えば1年ごとに」と呼ぶ者あり）まあ、そうだな。随時、運営状況を報告するなど、契約の履行が確実にされるよう努力をされたいとか、何かそんなところでいいんですけど。

○委員長（竹中 理） 随時報告をして、議会に。

○委員（松井 正志） 議会でも委員会でも何でもいいんで。

○委員長（竹中 理） ああ、議会に。報告し、履行。

○委員（松井 正志） 長期契約っていうのは、完成保証人だけしか、契約保証金だけしかないんで、担

保が。何かそういう、履行が確実になされるようなことも検討してほしいというようなことをつけといたほうがいいと思います。

○委員長（竹中 理） わかりました。

今、松井委員のほうから植村直己冒険館について、随時報告を議会または委員会のほうにいただいて、履行が確実になされるよう検討いただきたいということで。

ほかに、全体的に。

上田伴子議員。

○委員（上田 伴子） 私は75号議案のところなんですけれども、やはり副食費については、保育料の無料化に伴っての無料というのはやはり不公平というか、低所得者の人だけには無料なんだけども、本当に近いところなんかは、低所得者で無料の人よりも大変なところになる人もあるので、やはり保育料の無料化に際しては副食費の無料化も一緒にすべきだと思いますので、答申においては、無料化もしくは補助について検討していただきたいというふうには思います。（「議案に対してええか悪いかで、そんな希望ではない。」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹中 理） 今現在、国はまだそれやってないんで、それを決算で入れてもいいのかどうか。（「いや、議案に対してイエスカノーカの話で」と呼ぶ者あり）

委員会を暫時休憩します。

午後0時33分 委員会休憩

午後0時34分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

ほかに何か。

それと、済みません、さっき言い忘れましたが、先ほどの第77号議案と99号議案についても、何か意見ありましたら。（「補正予算だな」と呼ぶ者あり）はい、最後の補正予算の部分ですけど。

松井委員、どうですか、99号。いいですか。（「うん、やってもらう分だから、委員長」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

それでは、あと全体的に何かありましたら。なけ

れば、委員会委員長意見は。（「任せます」と呼ぶ者あり）

じゃあ、委員会の中にはないですけど、あと、委員会の報告案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認め、そのように決定をしたいと思います。

それでは、（5）番のその他協議事項につきまして、委員の皆さんから特にご発言はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしい。

事務局、ないですか。いいですか。

特にないということで、ないようでしたら、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。ちょっと12時過ぎまして、済みません。ありがとうございます。じゃあ、以上で終わります。お疲れさまでした。

午後0時35分 委員会閉会
